農業委員会

農地を農地以外にする場合には 農地法による手続き』が必要です

問田布施町農業委員会(経済課内)☎52‐5805

制度の概要

■農地転用許可制度の目的

が少ない農地に誘導すること 地転用を農業上の利用に支障 優良農地の確保と農業以外の を目的としています。 土地利用との調整を図り、農 食料の安定供給の基盤である

無断転用した場合の罰則

可を受けたとおりに転用しな かった場合は罰則があります。 許可なく転用した場合や、

| 農地転用をする場合

農地法による手続きが必要で

まずは農業委員会事務局

許可が 農地の所有者が 農地を転用するため 必要な場合 農地を転用する場合 売買などを行う場合 農地法 第5条 第4条 転用を行う人 売主(農地所有者)と 許可 申請者 (農地所有者) 買主(転用事業者)

- ●転用面積が4ha 以下の場合、農業委員会を経由して 県知事(許可権者)へ許可申請書を提出
- ●転用面積が4ha を超える場合、県知事を経由して 農林水産大臣(許可権者)へ許可申請書を提出

●詳細は、農業委員会事務局または各地区の 農業委員へお問い合わせください。

許可 手続き

※農地を転用した場合、

転用し

にご相談ください。

た面積に係る固定資産税の課

問い合わせください。

memo

山林など)にすることをいいます。 (建物敷地、駐車場、道路、水路、 農地転用とは、農地を農地以外 詳細は、税務課資産税係へお

税額が変わります。

12/12/	, 00 H o H is	C (/CC 0
氏 名	電話番号	担当地区名
時永順吉	52-3440	宿井 吉井 葛岡
國永 保	52-1886	城南 石の口 瓜迫
國安和夫	52-1801	西山 川西 大田
野坂敬子	52-4778	竹尾 中西 真殿 大国木
福本卓雄	52-6288	西田布施 定井手 瀬戸
小坂竜一	090- 9737-2016	名倉 石迫 矢蔵 長田
西本篤史	52-3855	天神 本町 祇園 波野市 寿
山本健司	52-3964	土井の内 塩坪 砂田 新町 由免
木本睦博	52-0570	長合 木地 平田 上ゲ 御蔵戸
小野孝子	52-4029	八和田 大波野中 大波野上 郷東 市明
久光博明	52-2454	竹重 三宅 尾迫 助政 蓮輪 中央南
驛重寛和	52-4631	新川 旭 高塔 八海 鳥越
岡本幾秀	52-1282	奈良 井神 地家 戎ケ下 浜城
柿内博文	55-6353	尾津東 尾津中 尾津西 中郷 上組

立地基準

	農地区分	要件	許可の方針	
	農用地 区域内 農地	市町村が定める農業振興地域 整備計画において農用地とさ れた区域内の農地	原則不許可	
	第1種 農地	●集団農地(10ha 以上) ●農業公共投資対象農地 ●生産力の高い農地	原則不許可	
	第2種 農地	農業公共投資の対象となって いない小集団の生産力の低い 農地	第3種農地に 立地困難な 場合などに許可	
	第3種 農地	都市的整備がされた区域内の 農地	原則許可	

一般基準(主なもの)

事業実施性の 確実性	●資金力と信用があるか●転用の妨げとなる権利を有する 人の同意があるか●遅滞なく転用されるか●他法令による許認可が得られる 見込みがあるか	
被害防除	●土砂の流失・崩壊など災害を発生させる心配がないか ●周辺の営農条件に支障がないか	
一時転用	●一時転用後、耕作されることが 確実か●所有権以外の権利設定か	